

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年九月三十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ更新）
- 二 測量の地域 桜井市の一部
- 三 測量の期間 令和四年九月十二日から令和六年三月二十九日まで